

国立大学法人東京海洋大学
学長 竹内俊郎 殿

監事 青山伸一
監事 久保田紀久枝

令和元年度監査報告

私ども監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京海洋大学（以下「当法人」という。）の令和元事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、年度当初に定めた監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、監査室その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、学部その他の主要な遠隔地施設において業務及び財産の状況を調査しました。

また、当法人におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、損失の処理に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 当法人の業務は、国立大学法人東京海洋大学業務方法書やその他法令等に従って適正に実施されており、併せて、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正に運営されているものと認めます。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。
- (4) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (5) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストの状況を適正に表示していると認めます。
- (6) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (7) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (8) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

(※)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。